

大田区景観審議会（第9回）

議 題	<p>1 （仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（素案）について</p> <p>2 第2回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定について</p> <p>3 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定について</p>															
日 時	<p style="text-align: center;">平成30年3月20日（火）</p> <p style="text-align: right;">開会 18時00分 閉会 19時39分</p>															
場 所	消費者生活センター 2階 大集会室															
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">○ 中井 検裕</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">○ 野原 卓</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">欠 福井恒明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 大澤昭彦</td> <td style="text-align: center;">○ 杉田早苗</td> <td style="text-align: center;">○ 杉山朗子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 樋口幸雄</td> <td style="text-align: center;">○ 平澤久男</td> <td style="text-align: center;">○ 田村知之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 山中誠一郎</td> <td style="text-align: center;">○ 川尻幸由</td> <td style="text-align: center;">○ 加藤芳夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 鈴木邦成</td> <td style="text-align: center;">○ 喜多河康二</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 中井 検裕	○ 野原 卓	欠 福井恒明	○ 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子	○ 樋口幸雄	○ 平澤久男	○ 田村知之	○ 山中誠一郎	○ 川尻幸由	○ 加藤芳夫	○ 鈴木邦成	○ 喜多河康二	
○ 中井 検裕	○ 野原 卓	欠 福井恒明														
○ 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子														
○ 樋口幸雄	○ 平澤久男	○ 田村知之														
○ 山中誠一郎	○ 川尻幸由	○ 加藤芳夫														
○ 鈴木邦成	○ 喜多河康二															
出 席 幹 事	<p>まちづくり推進部長（黒澤）</p> <p>都市計画課長（保下）</p> <p>都市基盤管理課長（明立）</p> <p>道路公園課長（久保）</p>															

傍聴者 3名

議 事	<p>第1号議案 （仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（素案）について</p> <p>第2号議案 第2回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定について</p> <p>第3号議案 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定について</p> <p>報告 （1）（仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画冊子及びガイドライン等の改訂について （2）第2回大田区景観まちづくり賞表彰式の実施について （3）運用報告 （平成29年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について）</p>
議決事項	<p>第1号議案は、諮問のとおり定めることが適当である。 第2号議案は、諮問のとおり定めることが適当である。 第3号議案は、諮問のとおり定めることが適当である。</p>
その他	<p>配布資料</p> <p>資料1 大田区景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 第一号議案諮問文・第二号議案諮問文・第三号議案諮問文</p> <p>資料3 （仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について</p> <p>資料4 第2回大田区景観まちづくり賞審査結果について</p> <p>資料5 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定について</p> <p>資料6-1 （仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の修正・追加（案）</p> <p>資料6-2 （仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区建築物景観ガイドラインの修正・追加（案）</p> <p>資料6-3 （仮称）洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区色彩ガイドラインの修正・追加（案）</p> <p>資料7 第2回大田区景観まちづくり賞表彰式の実施について</p> <p>資料8 平成29年度大田区景観計画の運用（事前協議・届出件数等）について</p> <p>資料9 平成29年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧</p>

午後 6 時 00 分開会

保 下 幹 事 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。
 本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます、都市計画課長の保下でございます。よろしくお願いいたします。

 それでは、早速でございますが、ここからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

中 井 会 長 皆さん、こんばんは。年度末のお忙しいところ、ご苦労さまでございます。

 それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立につきまして、事務局よりご報告、お願いします。

保 下 幹 事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

 審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項において、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席13名、欠席1名により定足数を満たしております。また、本日の傍聴申込者数は、3名でございます。

 以上でございます。

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より報告がございましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立しております。

 ここで、第9回大田区景観審議会の開会を宣言いたしまして、傍聴者の入室を許可いたします。

 (傍聴者入室)

中 井 会 長 それでは、傍聴の方は随時お入りいただくということにさせていただきます。本日の議題につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

保 下 幹 事 はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、クリップどめのクリップを外していただきまして、1枚目に次第がございます。次第の下のほうに、本日の配付資料一覧ということで、資料1、大田区景観審議会委員名簿、以下、記載のとおりでございます。

す。最後に、資料9といたしまして、平成29年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧でございます。

また、委員の皆様におかれましては、事前に送付いたしました資料のうち、資料4に訂正がございましたので、本日机上に差し替え用を配付させていただいております。また、資料8、資料9は当日配付資料でございます。

なお、傍聴の皆様のお手元にある資料につきましては、事前に差し替えをさせていただきました。過不足等はございませんでしょうか。

(なし)

保 下 幹 事 よろしければ、先へ進めさせていただきます。

本日は、案件3件となりますので、よろしく願いいたします。

中 井 会 長 それでは、第1号議案に参りたいと思います。

大田区長より大田区景観審議会会長宛てに、平成30年2月26日付で、第1号議案、「(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について」が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

保 下 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料2、第1号議案の諮問文をご覧ください。それでは、読み上げます。

第1号議案、(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について、大田区景観条例第24条第2項第2号の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は、以上でございます。

中 井 会 長 それでは、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いいたします。

保 下 幹 事 それでは、資料3、(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)についてをご覧ください。

本件に関しましては、平成29年3月22日に開催されました、第7回景観審議会では素案を、平成29年6月に開催しました、第8回景観審議会にて、第7回でいただきました意見を踏まえまして、修正を

いたしました内容をご説明させていただいております。

今回は、案の諮問となりますが、前回までに説明させていただきました内容と同様でございます。1ページ目から18ページ目につきましては、前回と同じ資料を使わせていただいております。

また、振り返りを含めポイント及び追加説明が必要な部分を、資料の19ページで取りまとめておりますので、19ページ目をご覧ください。

資料19ページでございます。今回、洗足池周辺を景観形成重点地区に追加指定することにより、これまでの洗足風致地区及び洗足風致地区地区計画等のルールに加え、風致地区にふさわしい洗足池周辺の良好な住宅地景観、洗足池公園内からの良好な景観を保全するために景観の質の向上を目的としたルールが追加されます。

図にお示ししております、赤の点線で囲った地区を景観形成重点地区に指定いたします。こちらの地区に関しましては、今後、全ての建築物が届出対象になります。

また、景観計画に基づき、既にある市街地類型や景観資源の基準に、独自の景観形成基準が追加されます、

もう1点のポイントといたしまして、図にお示ししております水色の斜線で囲われた地区を、洗足池公園等からの開放的な景観の保全に関する景観形成の区域といたします。

こちらの区域に関しましては、景観計画に基づき、既にある市街地類型の景観形成基準に、洗足池公園からの見え方の配慮に関する基準が一部追加されます。

続きまして、20ページをご覧ください。地元説明会の概要でございます。6月15日には、雪谷特別出張所町会長会議で、参加者数は9名でございます。

6月20日には、千束特別出張所町会長会議で、参加者は10名でございます。

7月27日には、洗足風致協会会議室で、地元への説明会を実施いたしました。こちらは、出席者、参加者が17名の方に出席をいただいております。

主な意見でございます。公園からの見た景観の保全強化をしても

らいたい。公園への眺望確保の促進をしてもらいたい。既存の屋外広告物への景観対策を行ってもらいたい。四つ目に、洗足池駅周辺の整備に対する景観への配慮要望等がございました。

反対意見については、特段ございませんでした。

続きまして、21ページをご覧ください。本件につきましては、平成29年11月7日に開催されました、都市計画審議会に意見聴取を行いました。

都市計画審議会でご頂戴しました主な意見と、それに対する区の考え方について、ご説明させていただきます。

21ページをご覧ください。と思えます。

1、地域と連携した景観まちづくりについてでございます。今回の指定が地域に対する愛着や歴史的価値を後押しできると考えるので賛成であるというご意見でございました。

こちらに関しましては、計画どおり進めてまいりたいと考えております。

2の(1)色彩基準をご覧ください。色彩基準は数値基準なため、それだけを守れば良いという感覚になってしまう。使用される材料も含め、様々な視点からも検討するよう工夫をしてもらいたいというご意見でございました。

こちらに関しましては、色彩ガイドライン、建築物景観ガイドラインに沿って、色彩基準以外につきましても、きめ細かく誘導を行ってまいります。

22ページをご覧ください。屋外広告物についてでございます。最初から禁止という制限ではなく、ルールに工夫をしてもらいたい。洗足池の歴史的価値を踏まえ、風致地区にふさわしい景観まちづくりを進めるためのルールとしてもらいたいというご意見でございました。

こちらに関しましては、今回指定する景観形成重点地区の中原街道より北側は、第2種風致地区と同区域であり、東京都屋外広告物条例の規制により、第2種風致地区内での屋外広告物が禁止されております。中原街道より南側は、景観形成重点地区に指定しますが、第2種風致地区から外れております。そのため、屋根・屋上に広告

物の設置を禁止することで、風致地区の区域と一体となった景観誘導を行ってまいります。

続きまして、2の(3)緑についてでございます。自然の緑が華やかというよりは、落ち着いた緑が樹種として多いと思うので、それを踏まえた計画となっているというご意見でございました。

こちらに関しましては、計画どおり進めてまいります。

続きまして、2の(4)自然素材の使用についてでございます。

調和を図るにあたっては緑化は大切だが、それだけではなく、自然素材の使用も検討してもらいたいというご意見がございました。

こちらに関しましては、現状の基準の中で、自然素材の使用について認めておりますが、さらにきめ細かく誘導を図ってまいります。

続きまして、23ページをご覧ください。

3、景観形成基準の適合確認方法についてでございます。基準に適合しない場合で協議が滞ってしまった場合は、積極的に大田区景観審議会へ諮るよう努めてもらいたい。より良い景観を判断するシステムを作るために、現状にとどまらず、今後も改善を図ってもらいたいというご意見でございました。

こちらに関しましては、協議が滞ってしまった場合は、積極的に大田区景観審議会へ諮るよう努めてまいります。また、課題がある部分に関しましては、今後も解決策を検討してまいります。

続きまして、4番、公共施設の景観まちづくりについてでございます。公共施設設備において、将来にわたる維持管理等も考慮したインフラ整備をしてもらいたいというご意見でございました。

こちらに関しましては、公共施設に関しても、色彩ガイドラインや建築物景観ガイドラインに沿って、きめ細かく誘導を行ってまいります。

以上、7点のご意見を頂戴しましたので、区といたしましても、これらを踏まえ、きめ細かく対応してまいりたいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールについて、ご案内させていただきます。本日の答申を踏まえまして、大田区景観計画冊子及びガイドライン等の改訂作業を進めてまいります。

施行日につきましては、平成30年秋ごろを予定してございます。
私のほうからは、以上でございます。

中 井 会 長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見がございましたら、
お願いいたします。いかがでしょうか。

川尻委員、どうぞ。

川 尻 委 員 この景観形成の重点地区というか、詳細のいろいろ目標とか、重
点地区の中の整備のお話があるところを見ると、住宅地内中原街道
と分かれていますよね。

この住宅地内というのは、公園も当然、含めた範囲という、範囲
的に言うとそう書いてあるんで、そういう理解でよろしいでしょ
うか。建築の制限といいますか、中身を見ていると余り公園の中の施
設について具体的に余り書かれていないところもあるので。

といいますのは、都市公園の改正なんかがあって、民間の公園の
中の整備にいろいろ入ってくる可能性があって、今後も非常にある
と思うんで、その場合のいろいろ制限とか、そういうことも当然配
慮しないといけないと思うんで、一応入っているというふうに理解
はしているんですけど、ちょっと記述の中に余りその辺がよく見え
なかったところがあったので、その辺が気になったという点が一つ
です。

中 井 会 長 事務局、いかがでしょうか。

保 下 幹 事 先ほど、説明いたしました19ページ目をご覧いただきたいと思
います。今回の重点地区の範囲の中に、洗足池公園が入っておりま
して、例えば今後、そうした公園の中の建築物が建てられる場合につ
きましては、公園も今回の重点地区になっておりまして、こちらも
現在も届出対象となっているんですけども、今後は全ての建築物
が届出対象と、この赤い線の中はなりますので、その中で公園とい
えども具体的な指導を行ってまいりたいと考えてございます。

中 井 会 長 よろしいでしょうか。

川 尻 委 員 はい。

中 井 会 長 平澤委員。

平 澤 委 員 景観整備に対して、こういうルールをお持ちになるのは大変結構

なんですけど、ただ、沿線というか、この中原街道筋の北側、南側によって、それぞれ規制が違いますけど、そこの辺に点在しているビルとか家屋とか、そこにはかなりの看板とかあるんですけど、ここに出席されている方は大方自治会の会長さんですよ。やっぱり、その沿線に住居し、営業をしていらっしゃる商店主とか、事業主のご意見を聞かないというのはいかがなものかなと思いますけど、いかがでしょうか。

中井会長 事務局より、お願いします。

保下幹事 沿線の方々にも、町会、また商店街を通じて素案の段階で意見を募っているという段階でございまして、今後、計画を策定していく過程も踏まえて、今後も踏まえて情報の発信を丁寧に行ってまいりたいと考えてございます。

中井会長 よろしいでしょうか。

平澤委員 看板等は掲げているビルというのは、それなりのそれを維持するための案として、看板を募集したりしているところがあるわけですね。その営業していらっしゃるビル、あるいは持ち主の方が、それなりの経済的負担というかが軽減されてきちゃうということに対して、どんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

中井会長 事務局より、回答をお願いいたします。

保下幹事 中原街道沿道につきましては、今後、新たに看板を設置する場合は規制対象となってまいりますので、既存、出している方々については、今後、この景観計画の趣旨を説明する中での協力となる形となっております。今後、新たに建て替え等によって、看板を新たに出す場合には規制対象となってまいりますので、その内容についてしっかり説明を今後も続けてまいりたいと考えてございます。

平澤委員 ありがとうございます。

中井会長 ほかにはいかがでしょうか。川尻委員、どうぞ。

川尻委員 具体的にこの景観形成基準というか、中身、多分この色のついているところが変わってくると思うんですけども、市街地タイプの景観形成のところなんですけれども、ちょっと内容が悪いという意味じゃないんですけど、ほかのいろいろなところを見ていると、ここだけ洗足池という具体的な名称が入った形でコメントが全部書かれ

ているんですね。

保 下 幹 事 何ページですか。

川 尻 委 員 資料の6-2です。

保 下 幹 事 ガイドラインですね。

川 尻 委 員 このところの類型の中に幾つか入っているんですが、ここだけ洗足池という何か固有名詞が書いてあるのですけれども、ほかのところは全部、何というんですかね、もうちょっと共通的な表現みたいな形になっているんですね。何となく洗足池だけ何か固有名詞が入っているという形で、多分、特殊性が非常にあるから、こういう形になっていると思うんですけれども。

例えば、主要な視点場からの見え方という形になると、必ずしもここだけじゃなくて、ほかにまた出てくる可能性もあるので、何かできればもうちょっと共通的な表現のほうがいいのかなというふうに、ちょっと思ったんですけど、いかがでしょうか。

中 井 会 長 事務局、どうぞ。

保 下 幹 事 委員からご指摘のあったのは、資料6-2で、今後ガイドラインの修正案というのを今回出させていただいているんですけれども、先ほど説明しました19ページ目もご覧いただきたいんですけれども、今回の指定のポイントというのは、景観形成重点地区における赤い線の中につきましては、届出対象が全部となりまして、景観誘導、目標を定めながら行っていくんですけれども、斜線の部分につきましては、洗足池公園の中からの見え方に配慮をするという基準で、現在も大田区全域に景観の基準がございまして、18ページ目をご覧いただきたいんですけれども、市街地類型というのが七つの分類で分けておりまして、今でも、現在、重点地区になる前でも景観の誘導で基準で指導しておりまして、それがこの住環境保全市街地、また地域商業市街地、幹線道路沿道市街地といいまして、簡単に言いますと、黄色の幹線道路沿道市街地というのは、中原街道沿道となってございます。

今後は、重点地区になってまいりましたら、こちらの先ほど委員がご指摘いたしました資料6-2のガイドラインの修正ということで、この斜線部分の洗足池公園からの見え方を配慮するというこ

とで、具体的に洗足池の名称が出てきているという形になってございます。

中 井 会 長 どうぞ。

川 尻 委 員 洗足池は非常に重要だからこういうことはいいんですけど、今の18ページを見ても、洗足池だけ何か固有名詞が出てくるということがちょっと気になったということなんですが。一般的な表現でできれば、もうちょっと普遍的な形、いろんなケースがここに入ってこられるのかなという、そういう意味でございます。

中 井 会 長 専門部会のほうでも、多少は議論したんですけども、ちょっと一般的に視点場を定めてということになると、結構いろいろと分析をしたりということもあるので、今後の課題ということでは、そういうことはあり得ると思うんですが、今回は当面、洗足池周辺だけということで、こういった表現になっているということかなと思います。その他、ございますか。

喜 多 河 委 員 この周辺ですね、電柱が結構見えます。中原街道にもあるんですけども電柱の埋設化というのは、何か計画的にはこれ、入っているんでしょうか。景観にも電柱があると見苦しいところがあるので。

中 井 会 長 事務局、どうぞ。

明 立 幹 事 中原街道は都道なんですけど、これについては無電柱化のほうを進めているところでございます。広い道路で歩道付近もきっちりやりますので。ただ、周りにあります生活道路の区道なんですけど、埋設する幅というんですかね、今、区のほうでの方針といいますか、考え方というのは、都市計画道路の整備の際に、歩道が2.5メートル以上の幅員を持っている道路について整備を進めていくというような形になってございまして、今、無電柱化については、かなりいろんな景観、それから防災といった面から進めるべきだというご意見を大変いただいております、費用の面だとか、あるいは技術的な面ですね、狭い道路でもできるような無電柱化といったものも、今、いろいろと検討されてございますので、今後、そういったものは出てくる段階で区のほうも取り入れていきたいというふうに思っておりますが、今の段階ではまだ実施には至っておりません。

中 井 会 長 ほかはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(なし)

中 井 会 長 それでは、ご質問、いろいろいただきましたけども、事務局はそれを咀嚼していただいて、今後に反映させていただければと思います。

それでは、お諮りをしたいと思います。

第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申をしたいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか

(異議なし)

中 井 会 長 ありがとうございます。

それでは、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

では、次の議案の審議に入ります。

大田区長より大田区景観審議会会長宛てに、平成30年2月26日付で、第2号議案、「第2回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定について」が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文朗読をお願いいたします。

保 下 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料2、第2号議案の諮問文をご覧ください。それでは、読み上げます。

第2号議案、第2回大田区景観まちづくり賞の受賞候補の決定について。

大田区景観条例第24条第3項第3号の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は、以上でございます。

中 井 会 長 ありがとうございます。

それでは、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いいたします。

保 下 幹 事 資料4、「第2回大田区景観まちづくり賞審査結果について」をご覧ください。詳細については、担当より説明させていただきます。

事 務 局 昨年の6月8日に開催いたしました、第8回大田区景観審議会から第2回の景観まちづくり賞の受賞候補決定までの経緯について、

事務局より報告させていただきます。

その後、景観賞専門部会長の野原副委員長より景観まちづくり賞の各部門、街並み景観部門及び景観づくり活動部門の総評をいただきたいと思います。

また、各受賞候補の表彰理由につきまして、担当委員から報告、説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。なお、多摩川浅間神社とその周辺につきましては、田中委員にかわり野原副委員長をお願いいたします。

また、東京都の京浜工業団地協同組合連合会による環境美化活動等につきまして、鈴木委員が今、来ていただけていませんので、かわりに杉田先生をお願いしたいと思います。

それでは、資料4に沿って説明させていただきます。

まず、1、実施概要として、趣旨、募集部門と推薦のポイントにつきましては、第1回と同様、前回ご説明したとおりでございます。また、今回の募集期間につきましては、平成29年5月15日から7月31日と定めさせていただきました。

2ページ目をご覧ください。一部、5)の選考委員一覧の備考欄に補足がございます。加藤委員のところの備考欄で、加藤委員は第1回目でも委員として参加していただけています。補足させていただきます。

それでは、募集の経過及び審査の過程について説明いたします。今回の募集方法といたしましては、大田区の関係機関への募集チラシ配布といたしまして、18出張所、また、16図書館、各町会長会議、地域力推進会議、グリーンプラン推進会議に募集のチラシを配布いたしました。

また、5月15日より大田区のホームページ1面上部のスペースを確保し、また、ツイッターでの告知を開始いたしました。5月には、各団体の建築士会の大田支部、事務所協会、商工会議所、工業連合会、商店街連合会、青年会議所大田委員会等に説明に参りました。

また、おおた区報6月1日号において、募集の広報を行いました。また、大田区の建築関係団体、大森建設組合等44団体、また、大田区景観関係区民活動団体、大田区まちづくりカフェ等9団体に募集

チラシを配布いたしました。また、庁内職員向けに、庁内報6月号に掲載いたしました。

また、応募後半になりまして、本庁3階で7月3日から14日まで、また、本庁1階では、7月10日から14日まで景観パネル展を実施し、大田区の景観計画及び景観まちづくり賞の広報を行いました。また、各電鉄会社にポスターも展示を依頼いたしまして、東急蒲田駅にポスターを展示していただきました。

4番、募集及び審査経過につきまして、①街並み景観部門には59通、51物件、また、景観づくり活動部門には9通の応募がありました。

審査経過につきましては、7月31日の締切後、事務局で書類審査用の資料を作成し、各選考委員へ送付し、9月1日より9月14日まで書類審査を行っていただきました。その結果をまとめて、9月22日に第1次審査を行いました。

事前に行った書類審査結果について発表し、受賞候補に関する意見交換を行い、審査の結果、①の街並み景観部門では12件、②の景観づくり活動部門では3件が1次審査を通過いたしました。

第1次審査通過分につきまして、現地調査を行うこととし、11月2日、9日、16日の3日間にわたりマイクロバスによる現地調査を行いました。16日は、現地調査の後、午後3時より2次審査を行いました。

現地調査を踏まえて、各委員の受賞候補評価結果について意見交換等を行いまして、最終的には、街並み景観部門については6件の受賞候補、また、景観づくり活動部門については2件の受賞候補を選定いたしました。

街並み景観部門につきましては、多摩川浅間神社とその周辺、また、大田区における中庭を有するモダニズム邸宅群として清家清旧自邸など、また、大田区における中庭を有するモダニズム邸宅群、久ヶ原の家・続久ヶ原の家、同じく大田区における中庭を有するモダニズム邸宅群、建築家山口文象自邸、明神湯、いけのうえのスタンド、この6件が候補にあがりました。

また、景観づくり活動部門といたしまして、大田区池上梅園茶室

「清月庵」の移築・復元活動、また、東京都京浜島工業団地協同組合連合会による環境美化活動等が候補となっております。

参加された各委員の皆さんにつきましては、大変ご苦勞をおかけしたところ、ありがとうございました。

続きまして、講評等につきましては、野原副委員長、よろしくお願いたします。

中 井 会 長 よろしくお願ひします。

野 原 委 員 景観まちづくり賞審査の専門部会の部会長を務めさせていただきました野原です。

全体に関しましては、今の資料4の5ページ目と6ページ目に各部門の総評を簡単に載せておりますが、ちょっとそちらもご覧いただきながら、お話しさせていただきたいと思います。

街並み景観部門に関しましては、今回、先ほどもございましたけど、応募総数は59通で、重複がございますので、物件数で言うと51件でございました。

初回が72通でしたので、せめて少し微減ということで下がってまいりましたが、でもこの59通ということで変わらず街並みに対する期待、関心は高まっているんだなということは感じるようになりました。

大田区の景観というのは、非常に多様だと以前からいろいろお話をいただいて、歴史的な街並みでこれぞという、誰もがわかるような景観というよりは、いろんな見方もできる景観も非常に多いということで、そういう意味で出てくる物件も多様ですし、審査の側も視点が非常に広くて、かなり議論を重ねた中で評価したということにはなっております。

応募内容に、どのようなものが出てきたかというのは書いてありますが、歴史的な資源としての邸宅もございますし、逆に現代的な開発の中でのオフィスやマンション、そういった事例もございました。

あるいは、商店街の中での連続する街並み等、そういったものもありましたし、あとは眺望的な景観とか、そういうものも多く出てございました。

その中でも、今回の視点としても、これはタイトルが景観まちづくり賞というやっぱり名前がついておりますので、そういう意味では街並み景観を何らかの形でまちづくりとして捉えながら、アクションを起こしているものというものにも少し焦点を当てながら、審査過程で議論して、6件を選んだということにもなっております。

詳細は、こちらご覧いただいて、具体的なものは書いてございまして、後ほど、多分、各物件に対する講評は各委員からしていただくと思っておりますので、そちらは譲りまして、課題としては、やはり業務も本当は同じなんですけれど、自薦も他薦も可ということになってございまして、両方来るんですけれど、比較的ちょっと自薦が少なく、そういう意味で何と申しますか、ちょっとアピールが指名審査で弱いと申しますかね、そういったところもあったかなということで、ぜひ今後も積極的な、まず告知と、各区民の皆さん、区内外の皆さんも引き続き、応募していただけると、またより高まる審査過程及び景観まちづくり賞になるのかなと思っております。

そのまま引き続きまして、ページをめくっていただいて、6ページ目が景観づくり活動部門になってございます。こちらも、応募総数としては9通ということで、前回は18通でしたので、そういう意味で応募総数がやや少な目になっているという結果になってございます。

ただ、応募していただいている物件、内容としましては、環境に配慮した活動であるとか、あるいはいろんな長年行われてきたり、あるいは非常にかんりの年数を経た中で、歴史的な資源をちゃんと保存していく運動とか、そういったものが出てきてございますので、そういう意味では、非常に丁寧に重みのあるいろんな活動がここにエントリーしていただいたのかなというふうには思っております。

こちらも同じく、先ほどのとおり少し自薦が少なかったということもございまして、そういう意味で今後、どういう形でこの景観まちづくり賞を進めていくかというところで、ちょっと宿題もいただいたのかなというふうには思っておりますので、これは第3回が確実であることはわかりませんが、今後以降の課題として捉えさせてい

ただければなというふうに思っています。

以上です。

中 井 会 長 それでは、続いて、個別の受賞についてコメントを一言ずつ担当の委員からいただきたいと思えます。

それでは、まず、多摩川浅間神社とその周辺、これは田中委員ですけれども、本日はいらっしゃっていないというか、この審議会の本委員ではございませんので、かわりに野原委員からお願いいたします。

野 原 委 員 多摩川浅間神社とその周辺ということでの講評です。

浅間神社自身は、皆さんご存じのとおり、多摩川沿いにある非常に歴史の深い神社でございます。単に、神社の歴史が深い風景だけじゃなくて、そこから見える多摩川及び全体の眺望の景観であるとか、あるいはその景観の視点場みたいなものが用意されていること、あるいはそれ以外に神社だけじゃなくて、その下には少し小さいビルもあるんですけど、そういうビルの存在なんかも含めて考えますと、いろんな歴史が重なり合う中で、次々とそこに景観のポイントになるような部分が継ぎ足されてできているということ、そういったところが非常に評価のポイントになっていたというふうに思えます。

また、近年、ロケ地にもなったりとか、非常に注目もされている場所でありながら、見るほうもそうですし、見られる側としても非常に風景をつくっている要素の一つということで、その長年の蓄積というものが評価されたというふうに感じております。

以上です。

中 井 会 長 続きまして、8ページですけれども、大田区における中庭を有するモダニズム邸宅群ということで、これが三つ続きますけれども、まとめて、お願いいたします。

野 原 委 員 まず一つ目は、清家清旧自邸ということになりますが、今、ご説明がございましたとおり、今から挙げる三つは、全部同じように「大田区における中庭を有するモダニズム邸宅群」というタイトルが頭についてございます。

大田区には、いろんな台地の上に豊かな邸宅というのがあると思

いますが、その中でも戦前、戦後、あるいは高度経済成長期において、その部分の建築家であったり、いろんな先進的な試みをしながら、文化的な風景を有する住宅というのが幾つも存在しているということで、さらにそれがちょっと大きな敷地もございまして、その中に中庭を抱えて、一つの何と申しますか、環境を生み出しているということで、そういった邸宅に関する応募が複数ございまして、それは景観賞の部会のほうでも議論しました結果、そういったものはある種、一連の共通要素もあるということで、これらを一体的に評価できる部分もあるんじゃないかということで、頭に共通のタイトルがついているような状態でございます。

一つ目の清家清旧自邸などということですが、こちらは建築家の清家清氏の自邸と、その後の増築というか、幾つかの棟が増えている部分がございますが、今申し上げましたとおり、環境と建築物というのは、非常に絡み合いながらでき上がって、それらの重なり合いが存在している、そういうような事例でございまして、図らずもというか、次の議案にもちょうど出てくると思いますが、そういう意味で、物件自身も登録文化財にもなって、ちょうどそういうタイミングでもございますが、そういう形で評価できると。かつ、このぐらいの時代の建物というのは、ちょうど更新だったり、いろんな時期を抱えていく中で、こういったものを受け継いでいくという意味では、非常にこれを受け継がれている風景そのものは非常に貴重であろうということで評価されたものでございます。

続きまして、そのまま行ってしまいますが、頭についているのは同じですけど、久ヶ原の家・続久ヶ原の家ということで、こちらも設計者は同じく清家清先生でございますけれど、こちらも要素としては共通のさっきの中庭を有するモダニズム邸宅群ということで、こちらも1960年と70年の増築ででき上がっておりますが、周辺に介するボリュームの配慮であるとか、あるいは外側の境界線の細やかな生け垣であるとか、あるいは外壁であるとか、そういったところのしつらえとか、そういうのも含めて、いわゆる街並み建築として非常に評価ができるものであろうということで、こちらで選定させていただきました。

さらに、もう1枚めくっていただいて、同じくモダニズム邸宅群で、山口文象自邸（CROSS CLUB）ということで、こちらは建築年代は実は戦前でございます、そういう意味では今、言っていた二つの事例よりさらに古い時代にできているものでございます。

風景として、先ほどを同じく共通の要素の中庭を有しながら、モダニズム邸宅としてつくられているものでございますけれど、ちょっと外から見たとき、閉鎖的な感じもしなくもないんですけど、そういう意味で環境を非常に彩る大切な中庭と、自然と建築物の絡み合いとしているということと、あと、こちらはまだオーナーさんも含めて、非常に開放的な使われ方とか、そういったものもしているということで、そういう意味で受け継がれている部分の非常に丁寧さというのも含めて評価されているということでございます。

中 井 会 長 ありがとうございます。それでは、続いて、明神湯について大澤委員からお願いします。

大 澤 委 員 委員の大澤です。次は、明神湯ですけれども、これはいわば、いわゆる銭湯建築と呼ばれるようなものですが、大田区は皆さんご存じのように、区内でも銭湯が数多く残っているまちでもあります。

その中でもとりわけ個性的な外観を持つ銭湯は、この明神湯であります。どういうことかといいますと、写真を見ていただくとわかるように、唐破風を持つ宮造りの建築物ですね。

あと、内観のほうも格天井であるとか、木材を使った非常に温かみのある環境になっておるわけですが、さらにそれに加えて、写真だとやや低いですが、やはり銭湯ですので、煙突がある地域のランドマークになっているような煙突があると、そういったものを総合して考えると、非常に地域の街並み景観に個性を与えているのではないかと。

さらに、この明神湯ができたのが昭和32年ということで、高度成長期に入る直前だと思うんですが、やはり戦後の日本、戦後の昭和を象徴するような建物としても評価していいのではないかと考えております。

もう1点、明神湯を評価すべき点として挙げたいのが、やはりこういう外観、建物そのものだけではなく、実際にこの銭湯が今も地域の人たちに使われている、生活の場になっているということです。

同じような宮造りの銭湯として有名なのが、小金井ですかね、小金井のほうに江戸東京たてもの園というものがありますけれども、そこに宮造りの銭湯が移築されて残っていますけれども、あそこはあくまでも博物館的な位置づけになっておりますが、明神湯の場合は実際に今も地域の人が使っていると。

そういう意味で、まちと地域の人たちをつなぐ公共空間として非常に評価してもよいのではないかと考えております。

簡単ではありますが、以上です。

中井会長 それでは、続きまして、いけのうえのスタンド、野原先生、お願いします。

野原委員 こちらは、今までの事例はかなり歴史的な経緯を持っているものが多かったと思うんですけども、非常に新しい建物でございます。

こちら上池台の住宅街にある戸建て住宅ですけど、先ほどの例とは打って変わって、非常に敷地の面積が限定されている条件の、ある意味厳しい中での建築物ということですので、通常、非常に規制も含めていろんな条件がかかると、大体、似たようなというか、同じようなものになってしまいがちで、なかなかここで工夫をなさいと言われても難しいところがあるんですけど、このいけのうえのスタンドの事例は、住宅兼事務所でもございますが、1階の通りに沿った部分にスタンドと呼ばれるまちに開かれる交流スペースのようなものがございまして、こちらを通して道行く人であるとか、あるいは地域の方々と一緒になる活動をやるということで、そういったことを正面の風景の中に取り入れる建築物になってございます。

こういうところが、敷地が限定されますと、通常、車が置かれたりとか、いろんなことがされる中で、非常に難しいですけど、そこを何とか工夫して一つの街並みに新しいヒントを向けているというところが評価されております。

そういう意味で、生活の風景をつくり出すというところも含めた評価になっているのかなというふうに思います。

以上になります。

中 井 会 長 それでは、続いて、景観づくり活動部門です。1件目が、池上梅園茶室「清月庵」の移築・復元活動ということで、翠月会が受賞者でございます。杉田委員、説明、お願いいたします。

杉 田 委 員 こちらの表彰理由なんですけれども、もともと清月庵は、池上本門寺前にあった西田邸の一部、茶室部分を地域の方の保存活動によって保存されて、それが池上の梅園のほうに移築されて、現在、一般公開されて使われているというものです。

この地域の方々の取り壊しに対する反対運動というか、非常にすばらしい活動でして、区への陳情や署名活動、それから西田邸の価値を広く認めてもらうための一般公開など、かなり粘り強い保存活動を展開されたということです。

その結果、最終的には一部になってしまったんですけれども、保存が実現したという、この活動そのものがなかなかないものであって、そのことに対する評価があります。

一方で、今現在の活動としては、活発になさっているという感じではなかったんですけれども、ただ、この移築された清月庵の清掃マニュアルを作成したりとか、そういったことで今現在もかかわられて、活動されているということでしたので、基本的にはかつての活動を大きく評価し、少し活動としては少なくなってしまうものの、継続して現在も活動しているということで、こちらの清月庵さんを表彰させていただくということになりました。

中 井 会 長 続いて、最後になりますけれども、京浜島工業団地協同組合連合会による環境美化活動等で、こちら、委員の鈴木委員が本日、ご欠席ということですので、こちら杉田委員にお願いをいたします。

杉 田 委 員 こちらの活動は、工業地帯で、一見するとそれほど何というんでしょう、景観的にもすばらしいという場所ではないかもしれないんですけれども、23年間、24年間ほど、こちらの企業の方々が多く清掃活動を継続して行っているということで、なかなかこうした清掃活動だけですので、清掃活動と、あとプランターをつくったり、手

すりを企業の方が技術をうまく使ってつくったりという、一見するとちょっと地味な活動なんですけれども、こうした活動を続けることで、働く人々やそこにかかわる人たちがその場所を大切にするという思いを継続させているということは、非常に景観形成の基本となるような行為だということで、その点は評価されたということです。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございました。

今、鈴木委員が来られましたが、もし後ほど補足されることがあれば、補足していただければと思います。

それでは、以上でよろしいんですね。事務局からの説明は。

保 下 幹 事 はい。

中 井 会 長 それでは、委員の皆様からのご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。半分ぐらいの委員の皆さんは、そもそも賞の審査部会のほうにかかわっていただいておりますので、そちらの結果というよりは、そちらの感想ということになるかと思いますが、半分ぐらいの委員の皆さんは、審査結果そのものについてということも、おありになるかもしれません。

いかがでしょうか。山中委員、どうぞ。

山 中 委 員 特に、賞の内容というか受賞された作品、その他活動に関しては異議は全くございませんけれど、区民の参加するステージをもう少し幅を広げていったらいいかなというのを印象としてもっています。

というのは、大田区にはたくさんの景観が存在して、そのたくさんの景観を全部見渡すのは、人間の目ではとても難しい。でも、区民の目、これをおかりすれば、さまざまな景色というのがもう少し浮かび上がってくるのではないかなということで、ちらっと一つ思い出すのが、たまたま建築士会の文京支部というのがありまして、文京支部のほうでやっているのが、絵手紙活動というのをやっています。

区民の皆さんに、はがき程度の大きさの絵手紙を描いていただいて募集する、それによって区内の水辺の景観であったり、あるいは

坂道の景観であったり、そういうものが絵として集められてくる。写真で集めるという、写真展とはまた違って、より手づくり感のある何というのかな、区民の意識が深くかかわった作品が集まってくるというようなことも考えられると思うので、ぜひそういうようなことも含めて、今後、ご検討いただければなというふうに思っております。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加 藤 委 員 専門部会の委員として入っていたので、その中で感じた感想ですけれども、一つは、自薦、他薦を含めて会長が言われたように、アピールが弱いというか、せっかくこういうのを進めてきているのに、記入項目としてアピール点というのが余り内容の濃いものが少なかったという感じで、こちらがプラスして考えるというのもおかしいですし、やはり自薦、他薦の書かれたアピールを中心に評価してきたんですけれども、やはりもう少し募集活動も含めてですけれども、記載内容とか必須項目とかいう形でアピール点をもっともっと書いてもらうような形にしていきたいなど。

あと、やはりもっともっと募集が集まるように、件数は増やしていただきたいなというふうに思いました。

もう一つ、結果として見た限り、4ページにあるんですけれども、受賞した8件のうち7件が台地部で、低地部とか臨海部が一つあるんですけれども、そういう意味でちょっとバランスというか、大田区らしさということで、景観をいろんな多様性と、大田区が多様性を出すということも必要だったのかなと思うんですけれども、結果としてちょっと台地部に集まり過ぎてしまったのかなというところがあります。

一番気になっていたのが、審査過程で2件の辞退があったというところと、あと、モダニズム群というのが、当初は一つという形でまとめたらという形もあったんですけれども、最終的にはそれぞれ3物件ということで、そういう件数的に台地部に8件のうち7件が集まったというところと、あと、モダニズム8件のうち3件という

ことは、件数としては4割という形になってしまうので、そういう意味ではちょっと一つのモダニズムというところに集まり過ぎたというような、結果として、そこら辺が次回以降、何とかならないのかなというふうに感じております。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。野原委員から、何かございますか。
野 原 委 員 今、地図を拝見して、本当にそうだと思いましたけど、それは結果として、特にエリアを限定してやったわけじゃなくて、まさに審査をする中で選ばれてものなので、せめてちょっとやむを得ない面もあるかなと思いますが、全体でいろんな景観が重要ですし、大田らしさというのは、ある種の多様性にもあるというのは、以前からも出ている議論ですので、引き続き、そのあたりを含めて考えていきたいというふうには思います。

あと、そのまま、ではついでに自分の感想も含めて言いますと、やはりまだなかなか大田区の景観を景観まちづくり賞としてPRするところのプロセスが、まだ全体としては、ちょっと我々のアピールも足りないのかなというふうに思っておりますので、そういうところで、第3回目に向けてはどういう形で賞自身もアピールしていくかというのもございますし、我々審査過程で実はバスに乗りながら大田区中を縦横無尽に駆けめぐっておったわけなんですけども、その間の車窓から見ているときが一番議論したから、あの何か物件はちょっとおもしろそうだねとか、いろいろ話をしていて、そこが実は盛り上がりしたんですけれど。

何かちょっとこの景観まちづくり賞も、これ、ちょっと自分の首も絞めているんですけど、まちづくり賞の手前で、何かそういう景観を探していく取り組みなんかを区民の皆さんと一緒にやっていくとか、そういう形をちょっとうまくしながら、景観まちづくり賞そのものにつなげていくプロセスみたいなものを検討していくというのが少し課題なのかなというふうに感じました。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。樋口委員、どうぞ。
樋 口 委 員 今の野原委員の関連のお話なんですけど、確かにここでも6ペー

ジに書いてありますよね。活動を各地で行われているのが、まだよく知られていないし、ちょっと出品の数が少ないということで、選定も大変でしょうけれども、これについては、やはり一般の方が選ぶについて、もっとさっきも応募の数もありましたけども、応募の仕方、これの方法を例えば僕は気がついたんですが、自分はここがいいなと区民の人がいいなと思って選ぼうと思っても、どうやって応募したらいいかと。

例えば、そのときにいいと思うんだけど、どうやったらそれを担当の窓口で、事務局に相談して、プロ級のカメラマンに撮っていただくと、その人の意思が通じて、申請ができるのではないかなと、そういう感じが今までの中でいたしました。

そういう意味では、まだまだ景観の応募についてはまだベースが少ないんですけども、区民の方がまだそこまで浸透していないということも考えられるけれども、そういうふうに景観の選び方の方法を、事務局の皆さん、ちょっと頭を絞っていただく、これも一つの方法かなと、私には自己流に考えたんですが、そういう意味で一番、僕の中で、趣旨で言いたいのは、やはり景観が応募された場合には、その景観になった努力、もちろん賞を取っている方は、努力しているからこういう景観の賞に当たるんですが、その結果が区民の皆さんにどういうふうにアピールされていくか、また今までされたか、その辺のことがこれからの景観の中身の本體に入ってくるのではないかなと、委員長、説明が足りませんが、そういう気持ちでいっぱいです。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。ほかには、田村委員、どうぞ。

田 村 委 員 今の話にも関連すると思うんですけど、ちょっと私、よくわからないんですが、受賞後の例えば標識というんですかね。僕はよく歩くんですけど、歩いたときに、ここは何か例えば小さくてもいいですから、それを立てる立てないは、逆に立てちゃうと景観が悪くなっちゃうから、それは要らないというのはありだと思うんですけど、歩いて、ここはこういう看板がある、選ばれたんだという部分で、その辺の部分で小さい標識みたいなやつがあると、ここはこういう

部分で少し歩いている人たちの見方が少し変わってくるんじゃないのかななんて思ったりするので、そういうことがもし今、やっていたら別だけど、やってなければ、許可をその場所だったらオーケーですよということであれば、そういうのもやれば、歩いている人だって、こういう制度をやっているんだなということが、またアピールできることができるのではないのかななんて、話を聞いていて思いました。

中井会長 ありがとうございます。プレートについては、ちょっと第1回目のときにいきさつがあったので、今回はなしということなのかな。事務局、どうですか。

事務局 1回目のときに、ちょっと大きなものを提案させていただいたんですが、やはりそれをまちに置くことによって、景観そのものはちょっとよくないんじゃないかという意見もありましたので、それは考えさせてもらおうと。

ただ、アピールするために表彰状とか、パンフレット等で少しアピールしたいなという形でやらせていただきまして、今回もプレート自体は今のところ考えておりません。

中井会長 予算の問題も、実際にはあるということでございますね。ほかは、杉山委員、どうぞ。

杉山委員 今回も委員として参加させていただきましたけれども、本当に大田区はすばらしい資源がたくさんあって、どれを選んでいいのかわからないという面ですね、多くあったかなと思ったりいたします。

そういった意味では、このモダニズムというのも、ほかの区さんから考えると、大変住宅地としてのすばらしさみたいなことを持っているということでは、やはり誇るべきことかなということ、ちょっと固まり過ぎたというご批判は確かにあったかなというふうには、ちょっとこれは個人の感想です。

景観賞とまちづくりのつくる活動のほうの賞というようなことで、どういう案件がいいのかなんていう、なかなか難しいところもあるのかなと、応募しにくいなことなのかなと思ったりしますけれども、ちょっとほかの区市町村などでやっていらっしゃる事例では、もうちょっと簡単なものも入れているんだろうと思います

けれども。

学校を中心に、大学生の方とか、実は中学まで、高校、中学までご案内しているみたいなことをなさっているところがあるんですね。

ただ、どういう趣旨でどういう出し方をするとか、簡単にね、でも活動している人なんか地元の子供たちも知っているかもしれないしという、そんなことももしかしたらいろいろな区の支所とか、そういうところをなかなかいかない方も多いので、そんなアプローチも効果がある場合もあろうかなと。

景観教育ということでもないですけど、関心を持ってもらうという面では、1回目と2回目のこういうポイントで賞がみんなで表彰したんですよというような簡単な紹介をつけながら、それで早目に配っておくというようなやり方も、ご検討いただくといいかなというふうに、ほかの事例でございましたけど、紹介させていただきませう。

中 井 会 長 ありがとうございます。大澤委員も、ご発言を。

大 澤 委 員 今回、受賞候補になった、街並み景観部門を見ると、いけのうえのスタンド以外は、大体、歴史的なものといえますか、比較的時間がたったものになっていると。

もちろん、応募作の中には、新しいものもあったんですが、やはり評価がなかなか難しいということもあって、漏れてしまったわけですが、やはりこれから比較的新しいものをどう評価していくかということも、このまちづくり賞には重要な視点なのかなと思っております。

例えば、景観計画の景観形成基準というものがあって、それを踏まえて、その意図を酌み取って創意工夫してくれた建物など、そういうものは積極的に評価するであるとか、やはりそうすることで景観計画の意義というものも高まってくると思いますし、より区民の方にも知っていただける機会にもなるかなという気もしますので、具体的にどうするかということは、なかなか難しいとは思いますが、やはり新しいものをどう評価するかも、今後の重要な課題というふうに、私は認識しております。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。ほかは、よろしゅうございますか。

杉田委員、どうぞ。

杉 田 委 員 今、大澤委員のお話を聞いて、私もちょっと同じようなことを考えたんですけど、今、景観賞の審査と例えば景観形成基準みたいなものが、なかなかリンクし切れていないのかなというのを感じておりました。

一方で、景観形成基準を全て守ればいい景観ができるかというのも、それはまた別であるというのも、よくわかってはいるんですけども、やはり景観形成基準のここの部分を比較的しっかりと考慮してくれている物件であるとか、そういったことをやっぱりこちらの審査する側もどこかで確認するようなことは、これから必要になってくるのではないのかなというふうに、私もちょっと感じました。

中 井 会 長 ありがとうございます。ほかも、よろしいでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋 口 委 員 杉田先生がさっき発表してくださった、翠月会、清月庵ですね、この建物が選ばれたというのが非常に、これはただ景観というだけじゃなくて、中身はすごく濃いんです、皆さん。

私、実はここにも書いてあるんですけども、この池上というところは非常に古式豊かで緑が多くて、古い建物が多いところだったんですが、やはり世の中の変化で古い建物が壊されて、マンション化する、そういう場所だった。

その中に、先ほどご案内があった西田邸があって、この中に茶室があったわけですね。その当時に、やはり池上の町会の皆さんが全部で環境を守る会をつくって、何とかこういう立派な建物をどこかで保護しないとイケないのではないかと。

それから、当然、建て替えるときにも景観を考えて、そういう建物をつくってくる、そういう両方が延長して、あそこに現在、梅園があるのですが。ご案内のとおり、伊藤深水先生が、非常に池上の場所を好んであそこへお住みになって梅の木を愛し、非常に庭を愛したところなんですね。たまたまそれが運よく東京都が購入して、大田区が購入して、そこにというので、それまでには茶室は実は中

島さんが買い取って京都で保管していたんです。

それで、それがこういう話になったので、じゃあ、ぜひというのであそこへ移動してきましたね、私もたまたま環境を守る会の会長さんと友達だったもので、そういう運動をしていたんです。それで、連続で区が買い上げて、今日こういうふうには賞を取れたということで、私、人生の中で一番うれしいですよ。一番やりがいがあるというのは、こういう仕事のことを言うのかなと、お金にかえられないですよ。この気持ちが。

この中島さんという方は、茶室ばかりじゃなくて、いろんな芸術、文化の面でも自分の持っているものを、例えば今度、梅園にお茶の道具を寄附なさったり、それから外国人が来た場合には、どういう対応の仕方がいいか、この清月庵でどういう対応の仕方がいいのか、そういうことまで心配なさって、区側もその運営委員会をつくっていただいて、定期的にどういうふうな方法がいいか、検討もしてくださっているし、私もあそこの町会長もやっておりますので、少しお手伝いさせていただいていますけど、まだまだ、価値観をもっと世間に広げるという方法を考えなくちゃいけないんじゃないかなと。

あそこ、はとバスの名物の場所にもなっているんです。最初は、そのころ何も整備なかったんですよ、梅だけだったの。それが、こういうふうには景観賞まで選ばれるような建物の中身に入ってきて、ますますよくなった。余計、これを管理・維持するPRしていくということは非常に大変なことだと思うけども、こうやって皆さん専門家が集まってやるこういう会があるんですから、大事にしていたらとありがたいなと、気持ちの感想を述べさせていただきました。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。景観づくり活動部門にふさわしい応援のお話だったと思います。

それでは、議決のほうにうつらせていただきたいと思います。

第2号議案、大田区景観まちづくり賞の審査結果でございますけれども、諮問のとおり定めることが適当であるという旨、答申した

と思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

中 井 会 長 ありがとうございます。

それでは、関連を実はいたしますけれども、次の議案の審議ということで、大田区長より大田区景観審議会会長宛てに、平成30年2月26日付で、第3号議案、大田区景観計画に基づく景観資源「文化財等」の追加指定についてが諮問されましたので、これを議案いたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

保 下 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料2、第3号議案の諮問文をご覧ください。それでは読み上げます。

第3号議案、大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定について、大田区景観条例第24条第2項第1号の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は、以上でございます。

中 井 会 長 ありがとうございます。

それでは、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いいたします。

保 下 幹 事 資料5、大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定についてをご覧ください。

詳細について、担当より説明させていただきます。

事 務 局 諮問内容につきましては、新規に登録された国の登録有形文化財(3件)を景観資源【文化財等】に追加指定するものでございます。

追加指定につきましては、大田区景観計画の変更に該当することから、大田区景観条例第24条第2項第1号に基づき、本審議会に諮問するものです。

景観資源の追加、もしくは指定につきましては、第3回大田区景観審議会におきまして、景観資源【文化財等】の取扱方針を定めております。それは、指定する場合には、文化財保護法の登録告示をもって大田区景観審議会に意見を聴取した上で、区長が選定することになっております。

このたび、新規に登録された登録有形文化財は3件でございます。
登録日は、平成29年10月27日でございます。

それに関連しまして、平成29年7月21日の文化審議会において、
諮問、答申されております。

このたび、新規にされた登録文化財でございますが、先ほども景
観まちづくり賞でも挙がっておりました私の家（清家清自邸）及び
塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀の3件、2カ所でございます。

私の家（清家清自邸）は、景観まちづくり賞でも受賞候補になっ
ております。

資料5の2ページ目をご覧ください。2ページ目には建物の画像
を載せております。上部が私の家、下部のほうが塚崎家住宅主屋と
なっております。

今回の私の家につきましては、特徴等といたしまして、床高を低
く抑え、庭と室内を連続させ、1室が緩やかに区切って家族が住ま
う構成、戦後、小住宅を代表する秀作と紹介されています。

次に、塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀でございます。塚崎
家住宅は、JR大森駅西側の見晴らしのいい台地部、山王地区にご
ざいます。

山王地区は、ドイツ人鉄道技師を初めとする、外国人が多く移り
住み、開発されました。また、八景園等の娯楽施設が整備され、東
京近郊保養地として発展し、政治家や実業家等住宅を構え、当時少
なかつた洋風住宅が多く建設され、大正時代には高級住宅地という
イメージが定着されました。

明治17年、1884年に開園した郊外唯一の遊園地として有名だった
八景園の跡地が大正時代に区画分譲されまして、塚崎家が立地して
おります。大正13年、1924年の建築でございます。

その前年、大正12年8月に、フランク・ロイド・ライトの帝国ホ
テルが竣工しております。ご存じのとおり、その年の9月1日、関
東大震災の当日に竣工披露宴があり、ガラス一枚割れず、ごくわず
かな被害で済んだということで大変有名になったものでございます。
現在は、犬山市の明治村に一部移転となっております。

このライトがつくった頑丈な建物は、外面に大谷石等特注のスク

ラッチレンガ、レンガの外表面にくし目等を入れたものを使用し、それ以降、大正から昭和にかけてスクラッチタイルが流行しております。

ライトがこのスクラッチレンガ専用の特注工場をつくり、帝国ホテルのためにスクラッチレンガを製造等いたしました。ちょっと余談ですが、その工場を職人・工場ともに引き継いだのが伊奈という方で、今のイナックス、伊奈製陶がここで設立されまして、スクラッチタイルの製造・販売を始め、それが全国に行き渡って流行したというふうに聞いております。

今回の塚崎家住宅の建築画像をご覧ください。特徴としましては、外見は1階をスクラッチタイル、ひっかき傷みたいな縁がついているタイルを覆い合わせてつくられています。2階をハーフティンバー、半木造とって、壁と木造の部分が半々、梁、柱、斜材等の木材を外部に見せる北方ヨーロッパの木造建築手法でまとめられています。

大正期住宅建築の秀作として、主屋等、共通の意匠をもった門及び塀もよく残っているということを紹介されております。

今回登録された三つの登録文化財でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

中 井 会 長 ありがとうございます。こちら、復習になりますけれども、登録文化財が新たに新規登録された場合には、本審議会の意見を聞いた上で、景観計画の景観資源になるということでございます。

逆に、登録文化財が廃止された場合には、報告事項ということですが、今回は新たに登録された登録有形文化財でございますので、ここでご審議をいただくということになります。

3件ですが、物としては2件ですね。先ほどの清家清自邸と、それから山王でございます、塚崎家住宅主屋と門及び塀ということでございます。

いかがでございますか。加藤委員、どうぞ。

加 藤 委 員 登録は賛成なんですけど、ちょっと文化財として確認なんですけれども、この二つの建物に対しては、多分、お住まいの住宅だと思わんですけれども、これが文化財登録されると、公開義務みたいな

ものが出てくるんじゃないのかなと思うんですけども、そこら辺の住民との関係はいかがなんでしょうか。

中 井 会 長 事務局、お答え、お願いいたします。

事 務 局 外観だけは公開ということだと思います。中へ入るところまでは義務はありません。表から見えるものを登録文化財としています。基本的には、持ち主の方が手を挙げて、区のほうにまず登録していただきたいということを申し上げまして、区のほうでは審査して、区のほうから国のほうへ申請して、国の審議会で決定していくというやり方になっております。

基本的には、持ち主の方が手を挙げてということでスタートしています。

中 井 会 長 登録文化財は、基本、手挙げ方式になるので、そのことについては、ご承知の上といたしますか。それから、中は関係ないというか、登録されましたということなので、公開の義務ということは、特にはございません。

鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員 今の話にちょっとつながる話になりますけど、例えば写真を撮るとか、そういったときには、映像権といたしますか、肖像権といたしますか、そういうのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

中 井 会 長 これは私にもわかりかねますので、事務局で、ちょっと宿題にしておいていただけますか。

事 務 局 そうですね、きっと肖像権等でもってあると思いますし、勝手に使うといけないと思うんです。登録文化財のほうでは、外観から見えるというのは一つ大きな要素になっておりまして、それはいいんだと思うんですね。ただ、それを写真に撮って何かに使うということは別の話だと思いますので、その辺、また詳しく調べさせていただきます。

鈴 木 委 員 これをビジネスに使うとかそういうことはないと思うんですけども、こういうものがあったということで、ほかの区民の方が紹介したいとか、善意を持ってこの写真を撮って、どこかに使いたいというときに、例えば許可をとるならば、どこに、大田区さんに許可をとればいいのかとか、あるいはそういう窓口ができるのかと

か、こういうのも含めて、調べていただけるとありがたいかなと思いますけど。

事務局 一応、文化財登録につきましては、文化財係、あと郷土博物館のほうで担当しております、そこのほうからの資料になっています。

文化財登録しますと、郷土博物館のほうで文化財という小冊子を出していますので、その中で紹介すると思います。今、つくっている最中だということを知っておりますので、それも含めてきっと文化財の担当のほうで窓口になってくるかと思えます。

中井会長 いずれにしろ、ちょっと調べておいていただけますでしょうか。野原委員。

野原委員 お手元に景観計画そのものがある、92ページが景観資源の景観形成の文化財等と書いてあると思うんですけど、これちょっとわかりにくいですが、景観計画の中で景観資源というのに位置づけられますと、資源そのものが守られるというより、資源の周りがこれに合わせて考えましょうと、多分そういう仕組みになっていると思うんですね。

ちょっと具体的に申し上げにくいんですけど、書いてあるのを読みますと、92ページの頭、文化財等を有する敷地に面する敷地、もしくは道路を挟んで面する敷地というふうになって、具体的には申し上げにくいんですけど、どこまでが範囲なのかというのは、この登録文化財のある敷地の周りといえますか。

つまり誰がこれにかかわる対象なのかというのがわかりにくいといえますか、つまり周りの人に自分が対象なのか、対象じゃないのかというのを判断がどこでなされるといえますか、どういう形でちゃんとお伝えすることができるのかというのが、以外にわかりにくいといえますか、物件ごとに状況がちょっと変わってしまうと思えますし、何かその辺の伝達プロセスといえますか、そういうところ課題がないのかなというのが気になったので、ちょっとお伺いしたいと思います。

事務局 運用の面では、景観形成対象物件というのがまたありまして、重点地区は田園調布なんか全部ですけども、一般の市街地で山王なんかの場合ですと、一低層の中でありますので、延床面積1,000㎡以上

が対象になりますので、それで対象になるものについて、うちで相談しに来ますと、その中で景観資源をプロットした地図があります。その中で今回は、景観資源もございますので、それについての配慮もお願いしますという形で、個別の案件に対して対応しているという状況でございます。

野原委員 今、角地があつたりしますと、道路に面するというのはどこだみ
たいなことは、結構わかりにくいなんというところもあるので、その
辺を何かうまく伝えるプロセスについて、お考えはありますか。

事務局 その辺は対象として、まず届出対象の物件が来た場合に、その敷
地に対してどういうものがあるのかというのを事務局で判断して、
指導している状況でございます。

中井会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは、こちらについては特に問題はないと思いますので、一
応、形式的ではございますが、お諮りをさせていただきたいと思
います。

第3号議案について、諮問のとおり定めることが適当である旨の
答申をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

中井会長 ありがとうございます。諮問のとおり定めることが適当である旨、
答申いたします。

それでは、次に、報告事項が3件ございます。事務局よりお願い
をいたします。

保下幹事 次第の報告事項に入らせていただきます。

まず、報告1、(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に
伴う大田区景観計画冊子及びガイドライン等の改訂について、報告
2、第2回大田区景観まちづくり賞表彰式の実施について、報告3、
運用報告といたしまして、平成29年度景観計画運用状況及び景観ア
ドバイザー会議について、順に担当より説明させていただきます。

事務局 まず、報告1、洗足池景観形成重点地区の追加指定に伴う、大田
区景観計画冊子及びガイドライン等の改訂について報告します。資
料6-1、2、3をご覧ください。

大田区では、お手元に配付しております、大田区景観計画、大田

区建築物景観ガイドライン、色彩ガイドラインのこの3冊を発行しております。こちらにおいて景観の推進を進めております。

先ほど、答申いただきました景観形成重点地区の追加に伴いまして、こちらの3色の改訂を予定しております。

修正・追加する内容につきましては、そちらの資料6-1、2、3のようになりますが、新たに3冊を再発行するのではなく、別冊にて印刷を行いまして、各冊子に挟み込む形状を予定しております。

こちらの報告は以上となります。

中 井 会 長 続けて報告してください。

事 務 局 続きまして、報告2、第2回景観まちづくり賞表彰式の実施について報告します。こちらは、資料7をご覧ください。

実施日は、平成30年5月30日、水曜日、18時30分～20時35分ごろまでを予定しております。場所は、大田区民ホールのアプリコ小ホールとなります。第1部は、表彰対象者にご出席いただきまして、表彰と表彰理由を説明させていただき、区長のほうから表彰状を授与する予定です。

第2部は、基調講演を予定しております。写真家、ライターとして活躍されております、大山頭氏をお迎えしまして、景観の見方についてわかりやすく講演をしていただく予定です。

また、これに先立ちまして、景観パネル展を開催します。こちらの予定は、平成30年5月18日、金曜日～24日、木曜日まで1週間、大田区役所1階展示スペースで行う予定です。

こちらの報告は以上となります。

中 井 会 長 続いて、3番目もお願いします。

事 務 局 続きまして、報告3、大田区景観計画の今年度の運用状況及びアドバイザー会議について報告します。資料8、平成29年度大田区景観計画の運用についてをご覧ください。

こちらは、平成29年4月1日から平成30年2月28日までの届出件数を集計したものです。

大田区景観計画に基づきます事前協議受付件数は、125件です。前年度受付件数は171件でありまして、前年度比0.73倍にとどまっております。昨年度増加しました、住工調和地区での申請数の減少、空

港臨海部景観形成重点地区と重なります産業促進地域での申請数の減少。国分寺崖線景観形成重点地区と重なります住環境保全市街地での申請数の減少がございました。

続きまして、景観アドバイザー会議について報告いたします。資料9、平成29年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧をご覧ください。

こちらのアドバイザー会議は、毎月2回行っております。そちらの内容をまとめたものとなります。議題件数としましては23件で、昨年並みとなりました。

表の中に丸がついているものが公共施設になりまして、23件中9件ございます。

景観アドバイザー会議で主な意見と、それを反映させた事例をご紹介します。

まず、1点目になりますが、第96回、こちらのほうの住工調和市街地内の商業施設の新築工事です。こちらは道路に面する部分のオープンスペースにつきまして、物販店としての人が集う工夫のアドバイスというのがございました。

これに対しまして、植栽スペースを芝生広場としたり、マルシェ等を行うイベントスペースを設けるなどの工夫を行いまして、さらなるにぎわいの創設につながる計画としていただきました。

2件目です。こちらは、第107回、住工調和市内地内の共同住宅の外観の変更です。こちらは、築40年以上の建築物の外壁の塗装工事です。当初案としましては、建設当時と同じ色の色彩での再塗装を予定しておりました。アドバイザーのほうから、現在にふさわしい色彩へのアドバイスというのがありました。

こちらに対しまして、アドバイスを反映しまして、周辺との調和のとれる色彩へと変更がされました。

外壁塗装の外観の変更は、従前と同じ色彩での再塗装が多くあります。このような場合は、会議でのアドバイスがとても有効と感じました。

以上が、アドバイザー会議での紹介となります。今後も、景観アドバイザー会議を通じまして、より地域に見合った景観の推進を務

めてまいります。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。

中 井 会 長 ありがとうございます。3件、報告がございました。どの報告についてでも結構ですので、ご質問やご意見がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員。

加 藤 委 員 資料9で、今回の資料で丸ということで、公共施設というふうな形で23件中9件ということで報告があったんですけども、今までは公共事業だからということで、こういう形では報告はされてなかったのでしょうか。

事 務 局 例年も何らかのこういう一覧を出しまして、公共建築物とわかるような表示はさせていただいております。

加 藤 委 員 それと、今回、23件中9件ということで、かなり多いように思うんですけども、公共施設の老朽化ということで、今後、ますます増えると思うんですけども、やはり大田区が景観を重視していくんだという姿勢を示す上では、公共施設をどういうふうに景観上よくするのかというので、区民の意思も変わってくると思うので、ぜひともここにある公共施設に関しては、大田区の景観はこうなんだよというようなことを区民にアピールできるような形でやっていただければうれしいなと思います。

中 井 会 長 事務局はよろしいですか。

保 下 幹 事 ただいま、委員からご指摘いただいた点を、公共施設を整備していくに当たりまして、私どもも、今までもやはり景観の重要性は認識してございます。この景観計画の趣旨をしっかりと反映しながら、関係部局と連携を図りながら、よりよい大田区の景観形成を図ってまいりたいと当然考えてございます。

中 井 会 長 ほかはいかがでしょう。

5月30日の景観まちづくり賞の表彰式は、審議会の委員の皆さんは、どのようにすればよろしいのですか。

事 務 局 前回と同様で、表彰理由を書いていた先生には、講評していただく、あと、その他の先生につきましても、できるだけ出席していただいて、一緒に聞いていただきたいと思います。

中 井 会 長 ということですので、まず、個別のものについて、審査の講評を書いていた委員は、その場で講評をいただくということですので、出席をマストでお願いしたいということと、その他の委員の皆さんについても、ぜひ来ていただければということによろしいんですね。

事 務 局 はい、そのとおりです。

中 井 会 長 では、5月30日、水曜日の夜ということでございますので、委員の皆さん、ご予約いただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

野 原 委 員 3番目の案件の資料9の件で確認ですけど、ちょっと拝見すると、多分、全部一発というか、1回のように見受けられるんですけど、今までは2回やったことはないですかねとか、要はそれはうまくおさまったか、要は課題みたいなのはなかったのかなというのが今回の話ではわからなかったの、そのあたりで課題点はなかったのかなということと、全部1回でおさまっているというのは、逆に言うとそれなりにうまく調整可能だったのかという、そのあたりちょっと様子を聞かせていただけるとありがたいです。

中 井 会 長 どうぞ、事務局。

事 務 局 今年度に関しましては、全て1回という形でなりまして、ご計画どおりで、アドバイザーのほうからも、特にご意見がなかったものもございますし、ご意見があったものについてはお持ち帰りいただいて、ご検討していただいて、その結果を私どものほうに事前協議の中で変更していただいたというものが多くございました。

以上です。

中 井 会 長 1回プラス事務局というのかな、そういうので大体は終わっているというような感じなのでしょうかね。

百何回というぐらいだから、相当結構な頻度でやられているので、アドバイザーの方も大変かなと思いますけれども、運用面では大事な仕組みなので、ぜひ続けていただければと思います。

ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、本日、こちらのほうで用意をしたものについては、以上でございます。

長時間にわたりまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。
いました。

事務局からの伝達事項があれば、お願いをいたします。

保 下 幹 事 ありがとうございます。

今年度の景観審議会につきましては、本日で最後でございます。
来年度の予定につきましては、別途ご案内させていただきますので、
よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

中 井 会 長 それでは、これもちまして、本日の景観審議会を終了いたしま
す。

どうもありがとうございました。

午後 7 時 39 分閉会